

グループホームほほえみの家

指定認知症対応型共同生活介護事業

指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業

運営規定

グループホームほほえみの家
指定認知症対応型共同生活介護
[指定介護予防認知症対応型共同生活介護]事業運営規定

(事業の目的)

第 1 条 株式会社マルベリーが設置するグループホームほほえみの家（以下「事業所」という。）が実施する指定認知症対応型共同生活介護[指定介護予防認知症対応型共同生活介護]事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理・運営に関する事項を定め、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切且つ円滑な事業の提供を目的とする。

(運営の方針)

- 第 2 条 事業の提供にあたっては、認知症の症状により自立した生活が困難となった利用者に対して、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、心身の特性を踏まえ、尊厳ある自立した日常生活を営めるよう、入浴、排せつ、食事等の世話及び機能訓練等必要な援助を行い、利用者の生活機能の維持と向上を目指すものとする。
- 2 利用者の認知症症状の進行緩和や悪化の防止に資するよう、事業目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 3 事業所は、明るく家庭的な雰囲気及び健全な環境の下で生活を確保するために、従業者との信頼関係を基調とする適切な処遇を実行し、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健医療・福祉サービス機関・地域住民等との連携に努めるものとする。
 - 5 前 2 項の他、関連法令等を遵守し事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第 3 条 事業の提供にあたっては、事業所の従業者により行うものとし第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第 4 条

- (1) 名称 グループホームほほえみの家
- (2) 所在地 札幌市手稲区富丘 2 条 5 丁目 12 番地 1 号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤、1・2階管理者、介護従事者を兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に、法令等において規定されている事業の実施に関して従業者に対して遵守すべき事項について指揮命令する。

- (2) 計画作成担当者 2名 (常勤1名介護従業者兼任、非常勤1名介護支援専門員専任)

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成すると共に、連携する医療機関等との連絡・調整を行う。

- (3) 介護従事者 16名 (常勤15名うち1名計画作成者兼任・1名管理者兼任、非常勤1名専任)

介護従事者は、利用者に対して必要な介護及び世話・支援を行う。

- (4) 看護職員 1名 (非常勤専任)

看護職員は、協力医療機関との連携を密にし、利用者及び従業者の健康管理と増進に努める。

- (5) 事務職員 1名 (非常勤)

事務職員は、請求・経理事務等を含む事務全般を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条

- (1) 営業日 年中無休

- (2) 営業時間 24時間

(入居定員)

第7条 事業所の入居定員は18名とする。

(内訳) 1階ユニット 9名

2階ユニット 9名

(指定認知症対応型共同生活介護、[指定介護予防認知症対応型共同生活介護]の内容)

第8条 事業所は利用者の個人情報を考慮し、その特性に応じて次の各号によりサービスを提供する。

- (1) 介護計画の作成をする。
- (2) 利用者の認知症の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう援助する。
- (3) 利用者の心身の状況に応じ、それぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることが出来るよう、利用者の自立支援と日常生活の充実に資するために機能訓練等の適切な技術を持って行う。
- (4) 入浴、排せつ、食事、着替え等の介助。
- (5) 健康管理・金銭管理の援助をし、日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続きを行うことが困難な場合は、利用者又はその家族の同意を得た上で当該手続きの代行を行う。
- (6) 利用者の趣味又は嗜好に応じた余暇活動の支援を行う。
- (7) 緊急時の対応
- (8) 利用者の食事その他の家事は原則として利用者と共同して行うよう努める。

(介護計画の作成)

第9条 計画作成担当者は、サービスの提供開始時に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、地域における活動への参加機会の確保等について、他の介護従事者と協議の上、援助の目標を当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した介護計画を作成する。

- 2 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して説明し同意を得るものとする。
- 3 計画作成担当者は、作成した介護計画を利用者に交付するものとする。
- 4 介護計画を作成した後においても、他の介護従業員及び他の指定居宅事業者との連絡を継続的に行い、介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。

(利用料等)

第10条 指定認知症対応型共同生活介護並びに介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第126号)(以下「厚生労働大臣が定める基準」という。)によるものとし、当該認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割の支払いを受領するものとする。

- 2 家賃については、月額45,000円を徴収する。
- 3 敷金については、入居時に200,000円を預かるものとする。
なお、敷金については、利用者の故意・過失、善管注意義務違反、通常の使用を超えるような使用による損耗・毀損があった場合は、復旧する際の現状回復費用を差し引いて退去時に残額を返却する。又、未払い家賃がある場合は、敷金から差引いて家賃に充当することがある。
- 4 食事の提供に要する費用は月額45,000円とする。
- 5 光熱水費については、夏季(4月～10月)20,000円、冬季(11月～3月)28,000円を徴収するものとする。
- 6 日用品に係る費用で、利用者の負担が適当と判断されるものは実費を徴収するものとする。
- 7 月の途中における入退去については日割り計算とする。
- 8 利用料等の支払いを受けた場合は、利用者又はその家族に介護報酬対応部分とその他の費用をわけて記載した領収書を交付する。
- 9 事業の提供に際し、利用者又はその家族に対し、事前に当該サービスの内容及び費用に関して文章で説明した上で、利用者の同意を得るものとする。
- 10 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護[指定介護予防認知症対応型生活介護]に係る利用料の支払いを受けた場合は、事業の内容、費用の額、その他の必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又はその家族に対して交付するものとする。

(入退去についての留意事項)

第11条 事業の対象者は要介護(要支援者)であり、認知症であるもののうち少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次の何れかに該当する者は対象から除かれる。

- (1) 認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
- (2) 認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
- (3) 認知症の原因となる疾患が急性状態にある者

- 2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書により、当該入居申込者が認知症の状態にあることを確認する。
- 3 入居申込者が入院治療を要するものであること等、入居申込者に対して自らが必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
- 4 利用者の退去に際しては、利用者及びその家族の希望、退去後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や保健医療、福祉サービス提供機関との密接な連携に努める。

(衛生管理)

第 12 条 事業所において、食中毒、感染症が発生・蔓延しないような衛生管理体制を整えると共に、必要に応じて保健所等関係機関と連携を図っていくこととする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時における対応方法)

第 13 条 事業の提供を行っている時に、利用者の病状の急変、その他の緊急事態が生じた場合は、事業者は速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業の提供により事故が発生した場合、事業者は市町村、利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。事業者は事故の状況及び処置について記録する。
- 3 事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとする。

(非常災害対策)

第 14 条 火災、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、関係機関への通報及び連絡体制の準備に万全を期すとともに、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出等必要な訓練を行い、協力医療機関や連携施設等との連絡方法や支援体制について定期的に確認を行うものとする。

2 従業員等に対し災害に対処するための計画の周知徹底を行う。

(苦情処理)

第 15 条 事業に関わる利用者からの苦情に対し迅速かつ適切に対応し必要な措置を講じるものとし、その内容、経過について記録する。

2 事業所は提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う、文章、その他物件の退出、定時の求め又は質問、紹介に応じ、調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合はそれに従い必要な改善を行うものとする。

3 事業者はサービス提供に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合はそれに従い必要な改善を行うものとする。

(情報公開)

第 16 条 事業所が行う事業内容について、厚生労働省が定める「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」(平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号・老振発第 0331014 号・老老発 0331017 号、以下「解釈通知」という。)第 3 の 4(4)に基づきホームページ等において公開する。

2 前項に定める内容は、解釈通知に定める事項及び当該事業所が提供する事業の利用及び利用申し込みに資するものとし、利用者及びその家族のプライバシーに係る内容は該当しない。

(個人情報の保護)

第 17 条 事業所は利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則利用しないものとし、外部への情報提供に関しては必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 18 条 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第 19 条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業所は身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従事者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(地域との連携)

第 20 条 事業者はその運営にあたり、地域住民と事業所の自発的な活動等との連携及び協力を図るなど地域との交流に努める。

- 2 事業の提供にあたっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センター職員、事業に知見を有する者により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、2ヵ月に1回以上開催し、運営推進会議に対し提供している事業内容及び活動内容を報告し、運営推進会議の評価を受け、要望、助言を聞く機会を設ける。

(業務継続計画の策定等)

第 21 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護[指定介護予防認知症対応型共同生活介護]の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他留意事項)

第 22 条 事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、介護職員の質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修（採用時 1 カ月以内）

(2) 継続研修（年 2 回）

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者が従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨の別途契約を締結する。
- 4 事業所は事業に関する記録を整備し、サービスを提供した日から最低 5 年間保持するものとする。
- 5 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は株式会社マルベリーとグループホームほほえみの家の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附則

この規定は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は令和 2 年 1 月 14 日から施行する。

この規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は令和 7 年 2 月 1 日から施行する。